

# 加 東 市 財 政 計 画

(普通会計 一般財源ベース)



『加東市マスコットキャラクター 加東伝の助』

平成29年10月

(加東市 総務部 財政課)

# 目 次

はじめに .....	- 1 -
I 財政見通し .....	- 2 -
II 歳 入 .....	- 4 -
1 市税 .....	- 4 -
2 地方交付税 .....	- 5 -
3 地方譲与税・税交付金等 .....	- 6 -
4 その他の収入 .....	- 7 -
III 歳 出 .....	- 8 -
1 義務的経費 .....	- 8 -
2 投資的経費 .....	- 11 -
3 維持補修費・物件費 .....	- 12 -
4 補助費等 .....	- 12 -
5 積立金 .....	- 13 -
6 繰出金 .....	- 13 -
IV 基金・市債 .....	- 14 -
V 実質公債費比率 .....	- 15 -
VI 将来負担比率 .....	- 16 -
VII 財政計画（普通会計一般財源ベース） .....	- 17 -

## はじめに

加東市は発足以来、財政基盤の強化と行政経費の節減を進めてきましたが、景気回復が実感できない中で、生産年齢人口（15歳～64歳）は横ばいで推移しているものの、地価の下落傾向や個人所得の伸び悩みなどにより、市税収入を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や市民の安全・安心を確保するための経費などを今後どのように捻出していくのかが、大きな課題となっています。

このような中、市の将来像である「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現に向けて、これまでから様々な施策に取り組んでいますが、しっかりとした体力のある財政基盤を確立するには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行う必要があるため、毎年、今後10年間の財政見通しを推計した財政計画を策定しています。

地方財政計画等における地方財政措置（税制改正、交付税措置、地方債計画等）については、大きな変更が予測されるとともに、経済情勢によっても収支見込みに大きな乖離を生じることがあるため、算定的前提条件等については、毎年度修正を加え、適切な条件での算定に努めています。

今回策定しました財政計画については、平成29年度から平成38年度までの10年間の財政見通しを普通会計の一般財源ベースで推計しています。

### 一般財源

一般財源とは、用途が特定されておらず、地方自治体が自らの裁量で使用できる財源で、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税が一般財源にあたります。このうち、地方税は自らの自治体で調達する自主財源ですが、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税は国から交付される依存財源となります。一般財源に対して、用途が特定されている財源を特定財源といい、国や県の影響力が強い国・県補助金、地方債、使用料などがそれにあたります。

## I 財政見通し

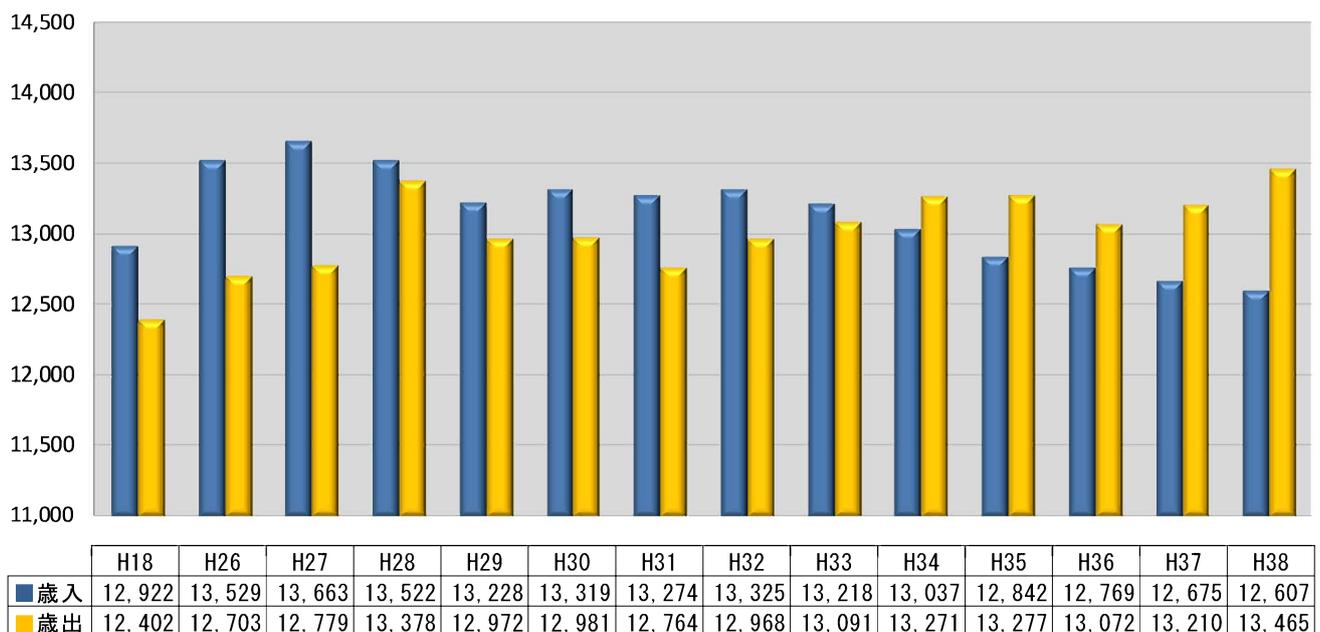
景気は、緩やかな回復基調が続いているといわれていますが、市においては景気の回復が実感できない中、歳入については、景気低迷の影響や地価の下落等により、市税の減少傾向が続くと見込んでいます。また、地方交付税、臨時財政対策債は一定の水準で推移するものの、平成 28 年度から普通交付税における優遇措置の段階的縮減が始まり、ここ数年は 133 億円前後で推移しますが、その後徐々に減少し続けるなど、大幅な回復は期待できない状況です。

一方、歳出は、補助費が減少傾向にあるものの、扶助費、物件費、公債費、繰出金が増加傾向にあり、特に、社会保障経費の増大は避けて通れないため、歳出額の大幅な削減は見込めません。

このように、歳入の確実な伸びが見込めない状況の中、国の財政状況に伴い政策・制度が転換された場合においても持続可能な財政運営を行っていくためには、社会保障経費の増大分を他の経費で吸収するなど、国の動向や、経済情勢を注視しながら、無理のない計画を策定し、財政の健全性が維持できるよう努めていく必要があります。

■歳入・歳出の推移

(単位：百万円)



※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

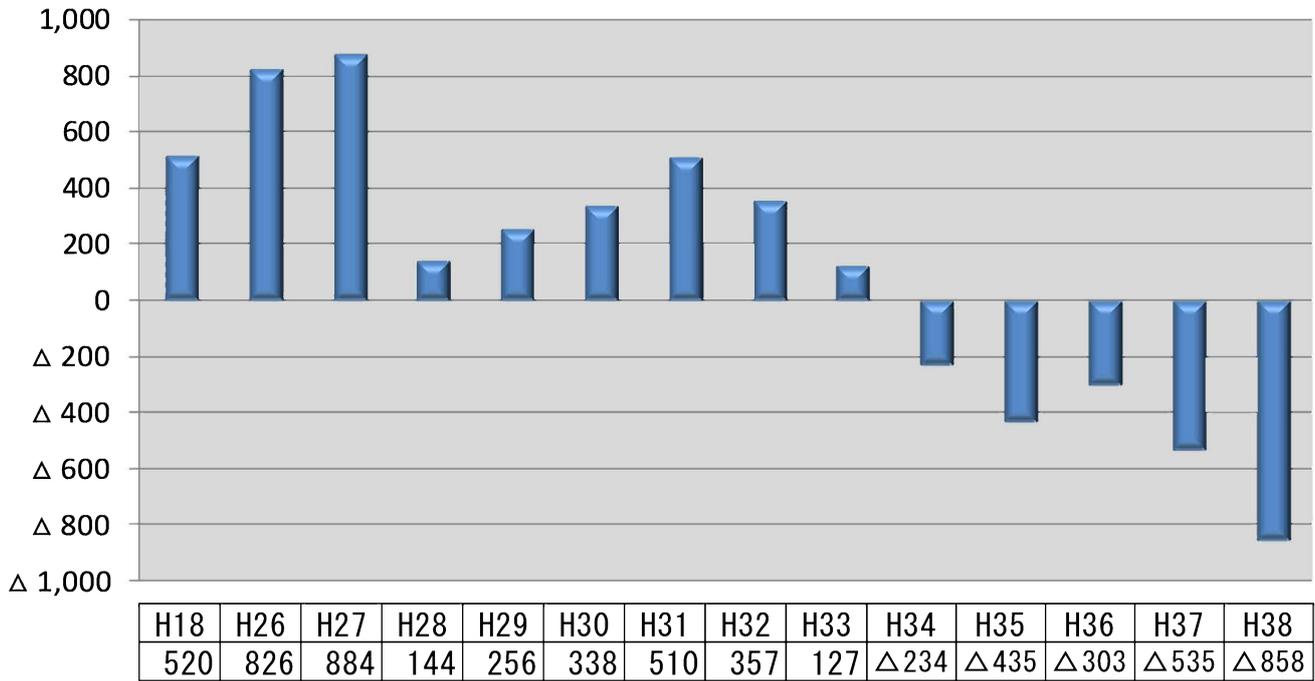
収支予測は、歳入がここ数年は 133 億円前後で推移しますが、平成 33 年度から徐々に減少し続け、平成 38 年度には 126 億 700 万円と試算しています。一方、歳出のピークについては、平成 38 年度の 134 億 6,500 万円を試算しています。

その結果、平成 31 年度の歳入歳出差引額 5 億 1,000 万円をピークに、その後は徐々に減少し、平成 34 年度には歳入歳出差引額がマイナスに転じ、平成 38 年度では歳入歳出差引額がマイナス 8 億 5,800 万円となり、基金の取崩しが必要になると推計しています。

そのため、今のうちからしっかりと収支改善を行っていかなければ、平成 39 年度以降については、更に厳しい財政運営になることが予想されます。

■歳入歳出差引額の推移

(単位：百万円)



※H18 とH26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

## Ⅱ 歳入

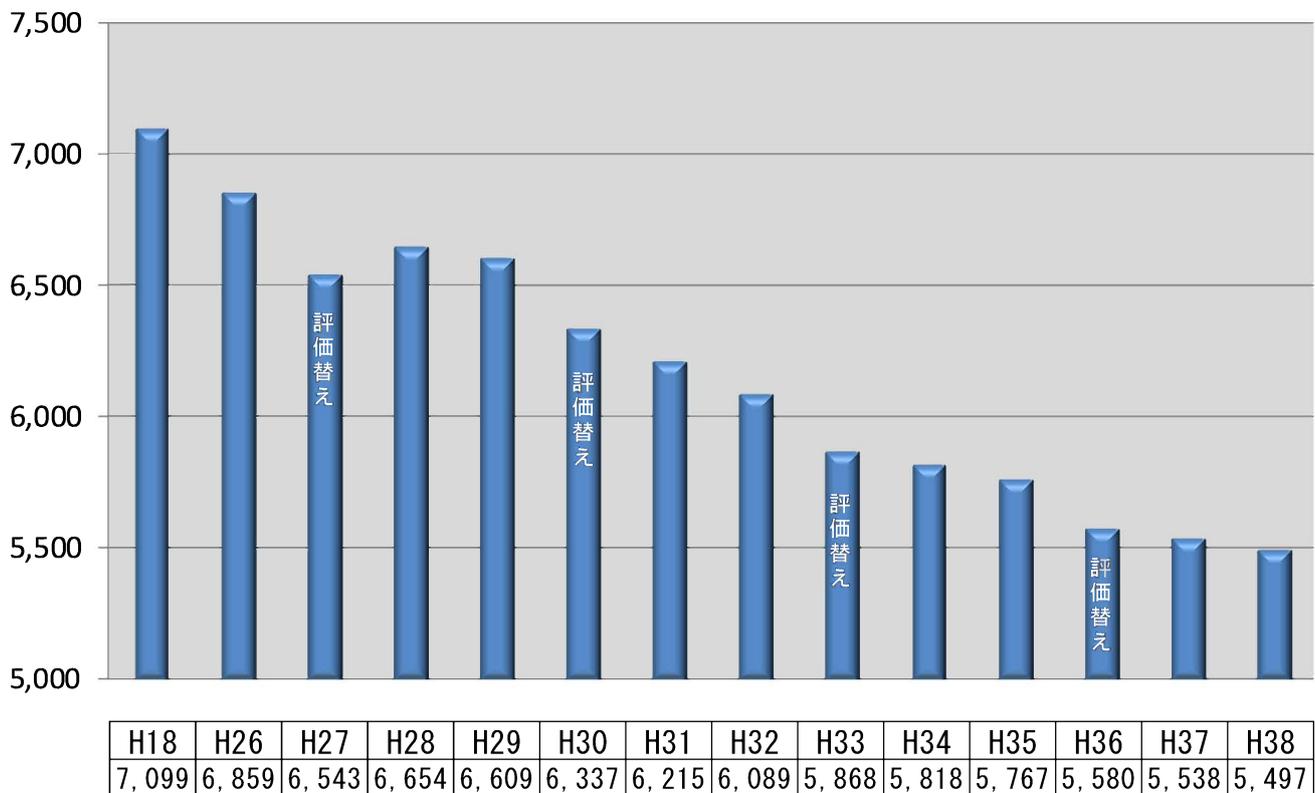
### 1 市税

平成 18 年度において約 71 億円あった市税は、土地の下落や景気の低迷により、平成 28 年度決算で 66 億 5,400 万円となり、平成 18 年度と比較して 4 億 4,500 万円減少しました。平成 38 年度は、平成 28 年度決算額より更に 11 億 5,700 万円減少の 54 億 9,700 万円と推計しています。

アベノミクス効果や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックなどに伴う内需拡大により、市税の増収を期待したいところですが、固定資産税の評価替えなどの影響により、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

■市税の推移

(単位：百万円)



※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

平成 30 年度以降の収入額は、下記の要領で算定しました。

- (1) 個人市民税については、景気動向は現状の水準とした上で、将来推計人口を考慮して算定しました。また、法人市民税については、消費税率 10%への引上げと時期を合わせて改正することとされている標準税率の引下げを考慮して算定しました。
- (2) 固定資産税及び都市計画税については、3年ごとの評価替えによる影響及び家屋の新增築を考慮して算定しました。
- (3) 軽自動車税については、平成 28 年度決算額を基準に算定しました。
- (4) たばこ税については、平成 28 年度決算額を基準に算定しました。

## 2 地方交付税

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国から一定の合理的な基準によって配分される財源です。

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \cdot \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \\ \cdot \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率 (75\%)} \end{aligned}$$

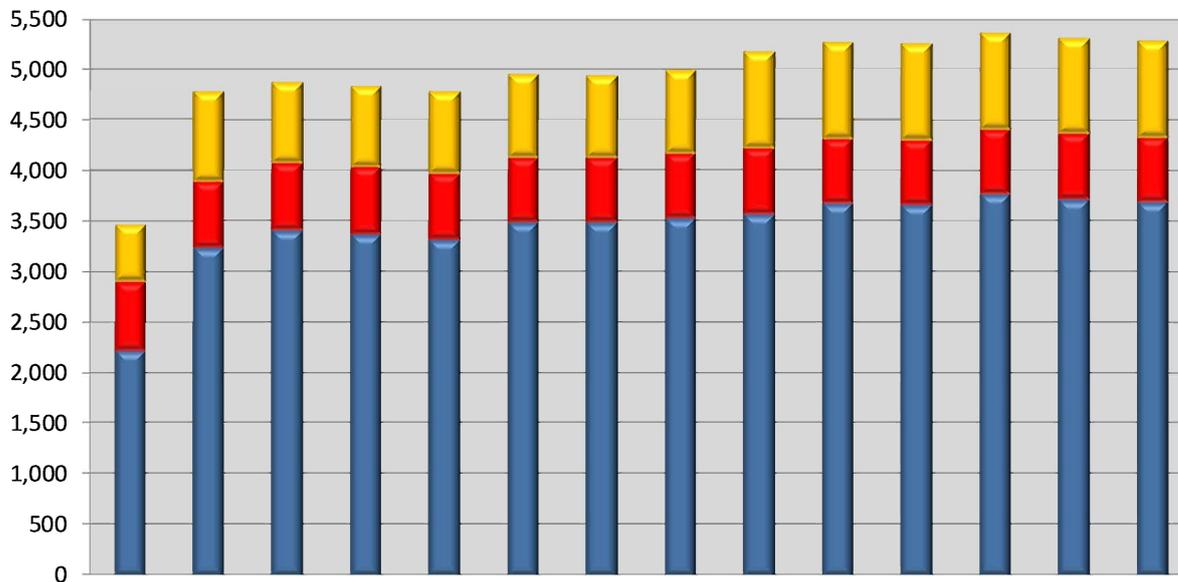
市町村合併した団体は、激変緩和措置として、合併後においても一定期間は合併前の市町村が存在するものとみなして、各年度に個々の団体ごとに算定した普通交付税額の合算額を交付し、合併によって交付税上不利益にならないよう財政上の優遇措置が講じられています。

この優遇措置は平成27年度が最終年度となり、平成28年度以降の5か年度については優遇措置が段階的に縮減（平成28年度：0.9、平成29年度：0.7、平成30年度：0.5、平成31年度：0.3、平成32年度：0.1を乗じた額で算定した額）されます。

平成28年度における普通交付税交付額は33億8,000万円ですが、優遇措置が講じられない場合の交付額は26億3,500万円となり、7億4,500万円の優遇措置を受けています。なお、段階的に縮減された額は、6,550万円です。

### ■ 地方交付税の推移

(単位：百万円)



	H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
■ 普通交付税	2,220	3,240	3,409	3,380	3,327	3,491	3,486	3,535	3,577	3,676	3,659	3,773	3,721	3,694
■ 特別交付税	688	657	678	667	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
■ 臨時財政対策債	566	900	800	810	825	825	825	825	963	963	963	963	963	963
計	3,474	4,797	4,887	4,857	4,802	4,966	4,961	5,010	5,190	5,289	5,272	5,386	5,334	5,307

※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

平成 30 年度以降は、下記の要領で算定しました。

(1) 普通交付税

基準財政需要額のうち、公債費については、既借入分の償還予定額と、新たな事業での借入分の償還見込み額の合計から今後の需要額を試算。その他の需要額は、概ね一定水準で確保されることを見込み試算しました。基準財政収入額は、平成 29 年度算定額を基準とし、地方税などの推移を考慮して試算しました。

(2) 特別交付税

特別交付税については、地方交付税総額に占める割合が段階的に引下げになる規定は廃止され、今後も現行と同じ 6% が維持されるため、平成 29 年度と同程度で試算しました。

(3) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、今後の見込みが不透明であるため、平成 30 年度以降は、平成 29 年度発行可能額（合併算定替）と同額で計上、平成 33 年度以降は、平成 29 年度発行可能額（一本算定）と同額を計上しました。

**臨時財政対策債**

臨時財政対策債とは、地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する赤字債（地方財政法第 5 条の特例として、建設事業等の投資的経費以外の経費にも充当できる。）で、元利償還に必要な額は、後年度の交付税の基準財政需要額に算入されます。平成 29 年度の算入額は、約 6 億 9,000 万円。

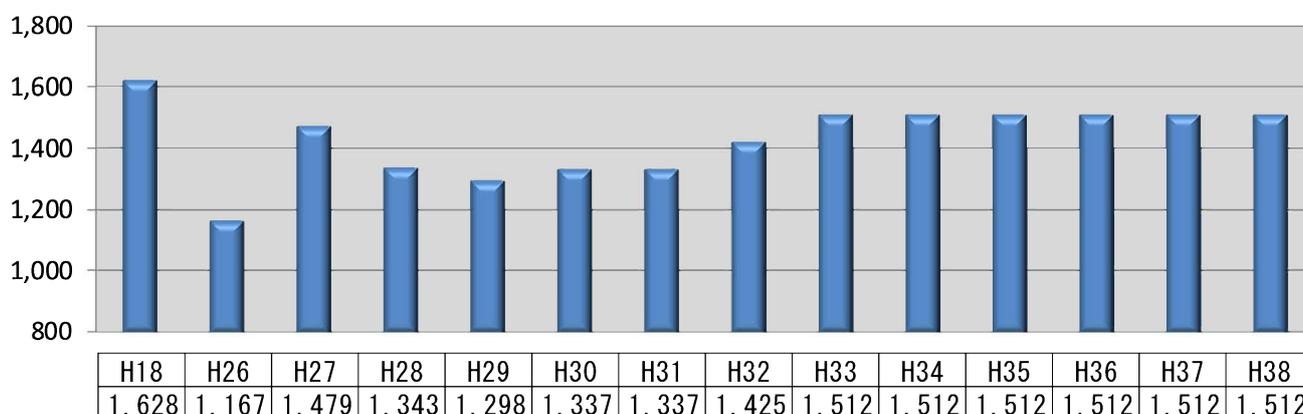
### 3 地方譲与税・税交付金等

地方譲与税・税交付金は、地方消費税など国が徴収する特定の税を一定の基準により地方公共団体に交付されるものです。地方消費税交付金については、消費税増税を見込んで試算していますが、その他の地方譲与税、税交付金等は現時点での予測が困難であることから、各年度、同額で試算しています。

※消費税率 10%への引上げが平成 31 年 10 月に実施されることを前提として試算しています。

■ 地方譲与税・税交付金等の推移

(単位：百万円)



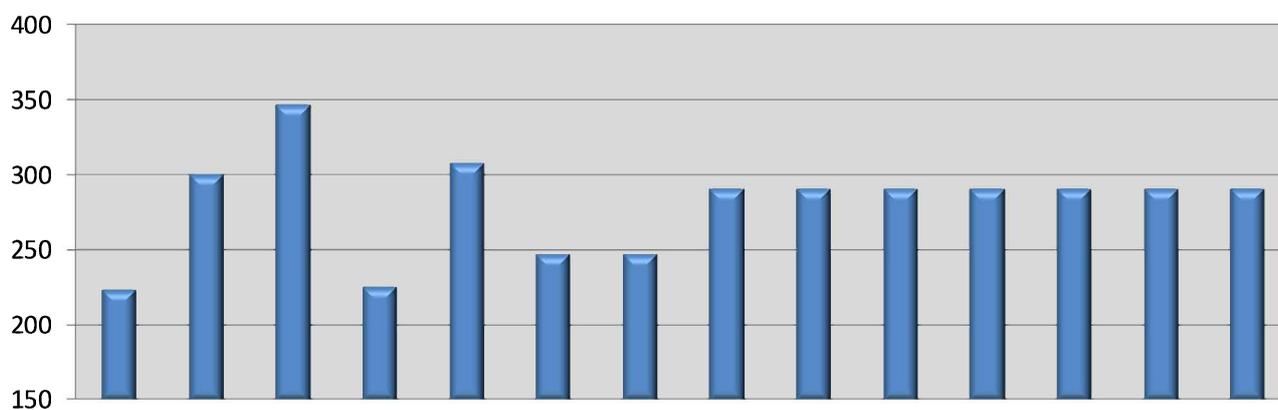
※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

#### 4 その他の収入

その他の収入は、平成 28 年度決算を基に、寄付金や病院事業会計貸付金元利収入などを見込んで試算しました。なお、土地売却収入は見込んでいません。

■その他の収入の推移

(単位：百万円)



H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
224	301	347	226	308	248	248	291	291	291	291	291	291	291

※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

### Ⅲ 歳 出

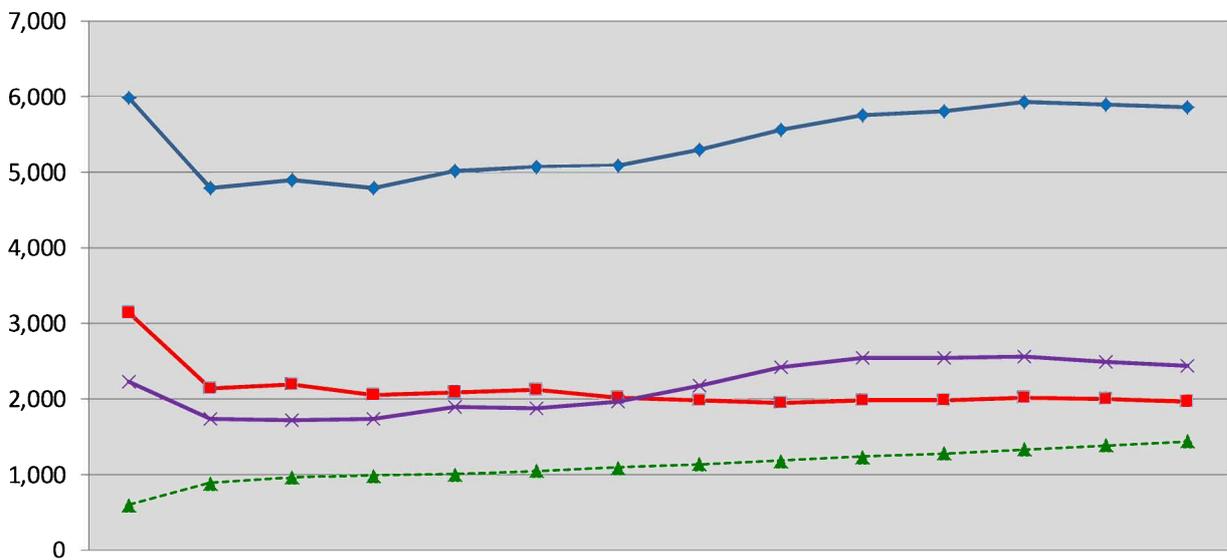
#### 1 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、特に人件費、扶助費、公債費など、任意では削減できない経費である義務的経費については、平成 18 年度 59 億 7,800 万円であったのが、人件費及び公債費の抑制により、これまで減少傾向にありました。しかし、少子高齢化を背景に社会保障関係経費である扶助費や公債費の増加が見込まれるため、平成 36 年度には平成 18 年度とほぼ同額の 59 億 3,200 万円と推計しています。

※この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされています。

■義務的経費の推移

(単位：百万円)



	H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
■義務的経費	5,978	4,789	4,891	4,789	5,016	5,062	5,084	5,295	5,558	5,759	5,807	5,932	5,888	5,857
内訳 ■人件費	3,138	2,153	2,192	2,056	2,100	2,130	2,022	1,982	1,955	1,984	1,979	2,028	2,003	1,970
■扶助費	604	887	969	990	1,014	1,055	1,097	1,141	1,186	1,234	1,283	1,334	1,388	1,443
■公債費	2,236	1,749	1,730	1,743	1,902	1,877	1,965	2,172	2,417	2,541	2,545	2,570	2,497	2,444

※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

#### ① 人件費

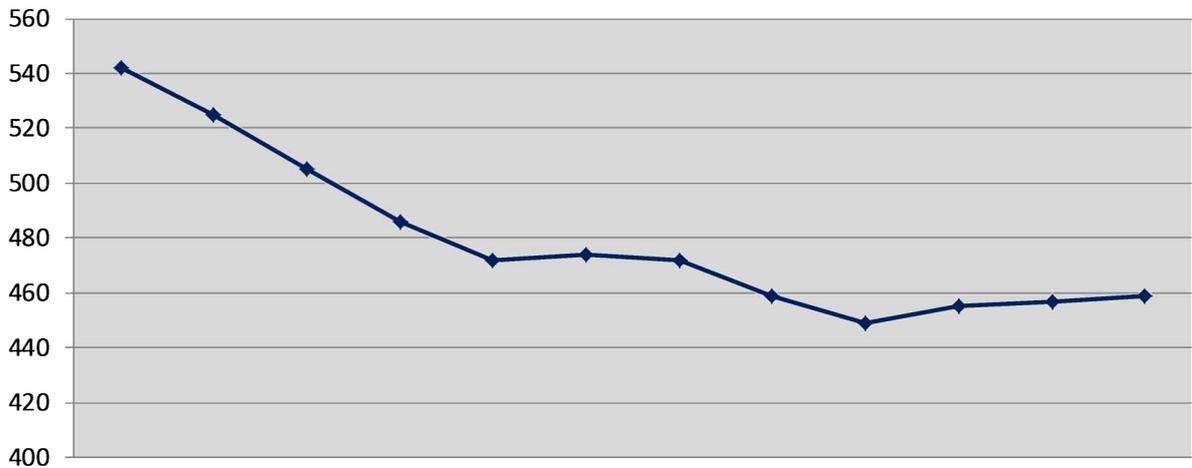
職員数については、定員適正化計画に基づく職員の削減と勧奨退職や多様な職員採用により年代の偏在性の改善を進めながら、職員給与費の抑制を図ってきました。

今後は、行政需要に的確に対応できる組織、機構の見直しに則した適正な職員数を確保し、バランスのとれた職員配置を行いつつ、職員コストを意識した組織を構築していく必要があります。

人件費については、平成 28 年度決算を基に、毎年度の採用者数と退職者数を見込んで職員数を推計し、定期昇給を見込んで試算した結果、職員総数に大きな増減はなく、人件費は 20 億円前後で推移する見込みです。

■職員数の推移

(単位：人)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
■職員数	542	525	505	486	472	474	472	459	449	455	457	459
H18に対する減員数		△ 17	△ 37	△ 56	△ 70	△ 68	△ 70	△ 83	△ 93	△ 87	△ 85	△ 83

※消防職員については、平成 23 年度に北はりま消防組合職員となったため、職員数に含めていない。

※H27 以降は、教育長を含まない。

② 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費である扶助費については、高齢化の進展を背景に年々増加しています。

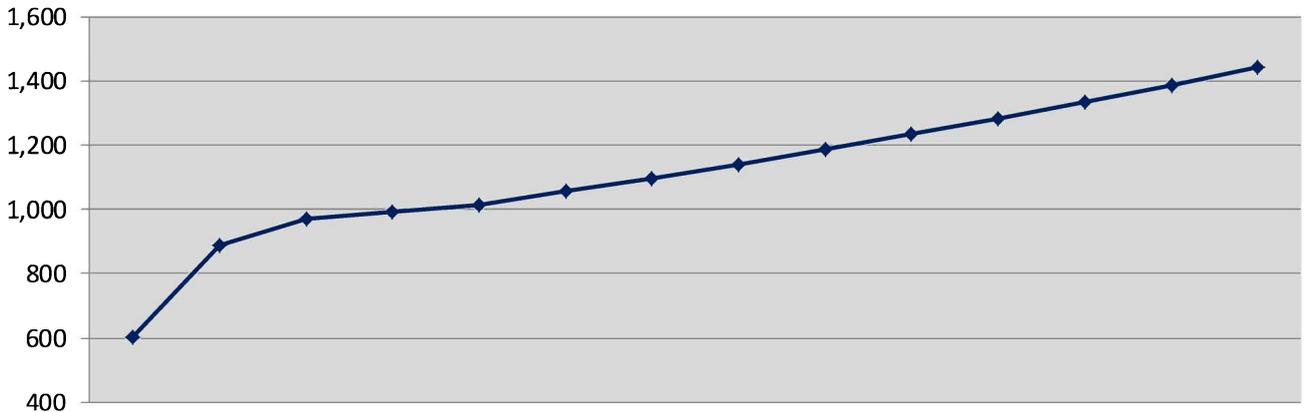
特に、市が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきました。しかしながら、扶助費の増大により、社会インフラ整備などの予算を削減せざるを得ない状況も見られるなど、低成長時代における扶助費の増大は、大きな課題となっています。

扶助費は、市民生活の安定を支えるものであり、全体として見ればその重要性は今後も変わらないものと考えられます。また、同時に、将来にわたりその機能を維持していくためには、個々の事業について、社会情勢の変化や給付と負担のバランスなどを考慮し、改善や見直しを行いながら財源を確保する必要があります。

平成28年度決算を基に、少子高齢化などの社会情勢から過去の伸び率を参考に毎年一定割合の増加を見込んで試算した結果、平成18年度の扶助費は6億400万円でしたが、平成38年度には平成18年度より8億3,900万円増の14億4,300万円となり、平成18年度の約2.4倍になると推計しています。

■ 扶助費の推移

(単位：百万円)



H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
604	887	969	990	1,014	1,055	1,097	1,141	1,186	1,234	1,283	1,334	1,388	1,443

※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

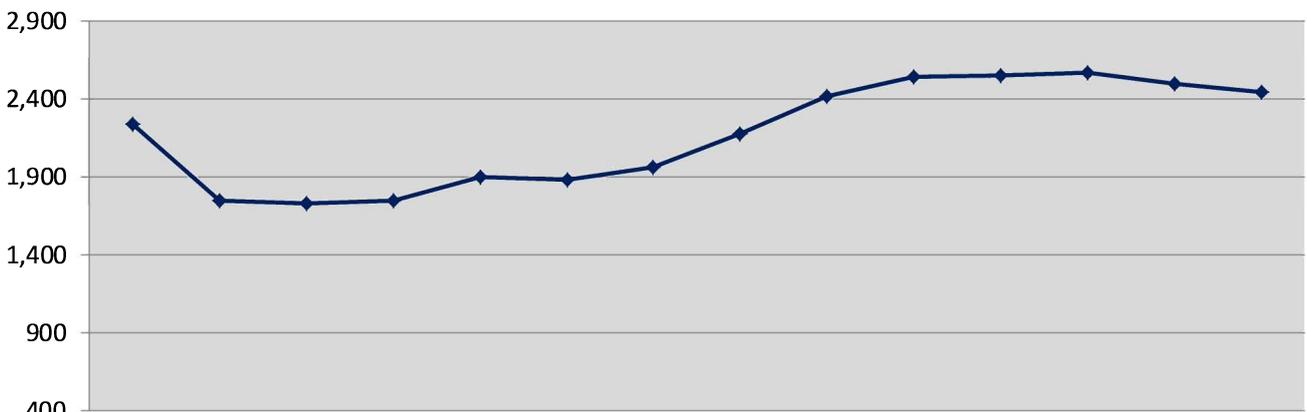
③ 公債費

学校や道路などの施設整備を行うために、市が国などから借り入れたお金（地方債）の返済に使われる費用（元金と利子の合計）である公債費については、平成 18 年度 22 億 3,600 万円であったのが、早期償還や起債の抑制を図ってきたことから、平成 27 年度までは減少傾向にありました。しかし、それ以後は、臨時財政対策債や庁舎建設などの大型事業による合併特例債事業の償還の影響から平成 29 年度から徐々に増加し、さらに、小中一貫校整備に係る公債費も加わり、平成 38 年度には 24 億 4,400 万円と推計しています。

なお、増加傾向の要因である臨時財政対策債及び合併特例債については、元利償還金に対して交付税措置がある地方債です。

■ 公債費の推移

(単位：百万円)



H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
2,236	1,749	1,730	1,743	1,902	1,877	1,965	2,172	2,417	2,541	2,545	2,570	2,497	2,444

※H18 と H26～H28 は決算額、H29 は決算見込額、H30～H38 は推計値。

### 合併特例債

合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について（加東市の場合は、平成32年度までに限る。）、地方財政法第5条各号に規定する経費（地方債を財源にすることのできる経費）に該当しないものにも充てることができる（充当率95%）、その元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという有利な地方債です。平成29年度の算入額は、約5億4,700万円。

この合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助事業にかかる地方負担額（いわゆる補助裏）にも充てることができるため、必要な事業に関しては、この地方債を充て事業を実施しています。

加東市の合併特例債（合併特例事業分）の発行限度額は151億4,300万円で、平成28年度決算時点における発行額は78億3,840万円となっています。

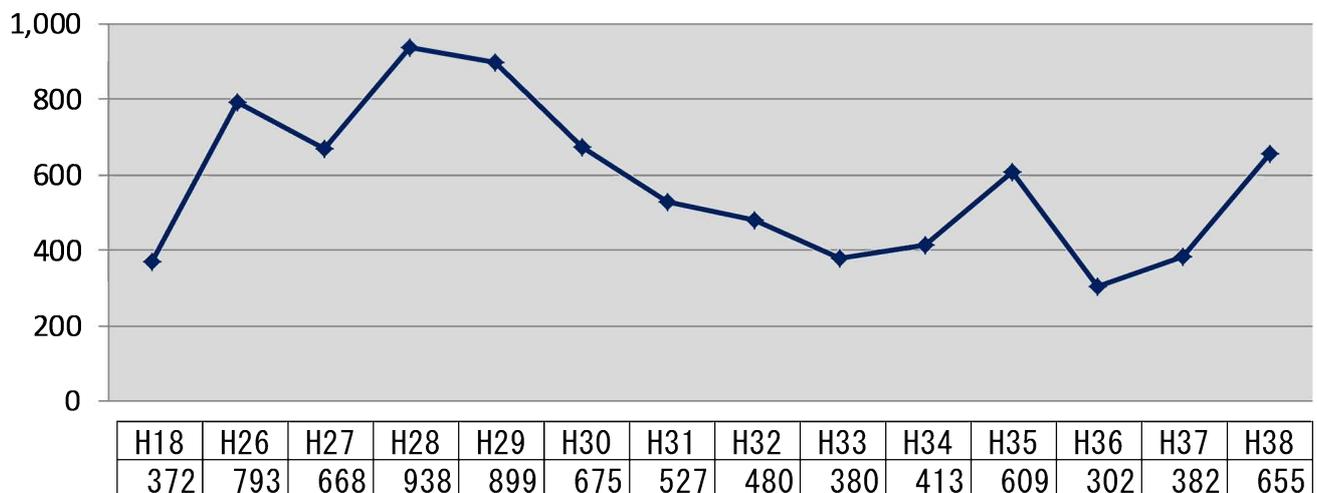
## 2 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、道路や学校施設などの社会インフラ整備である固定的な資本の形成に向けられる投資的経費は、主に補助事業と単独事業に区分されます。補助事業に関しては、国の景気対策の影響を受けるかたちで、景気変動の影響により増減する傾向があります。また、単独事業については、市の財政状況によるところが大きいので、合併特例債を有効に活用しつつ、市の財政状況を見ながら必要な事業を行います。

公共施設等総合管理計画などにに基づき、今後見込まれる必要な投資的事業を基に試算した結果、平成28年度のピークから徐々に減少していきませんが、合併特例債の活用期限（平成32年度）後は、主に社地域及び滝野地域での小中一貫校整備事業により増加し、平成38年度では6億5,500万円を見込んでいます。

■ 投資的経費の推移

（単位：百万円）



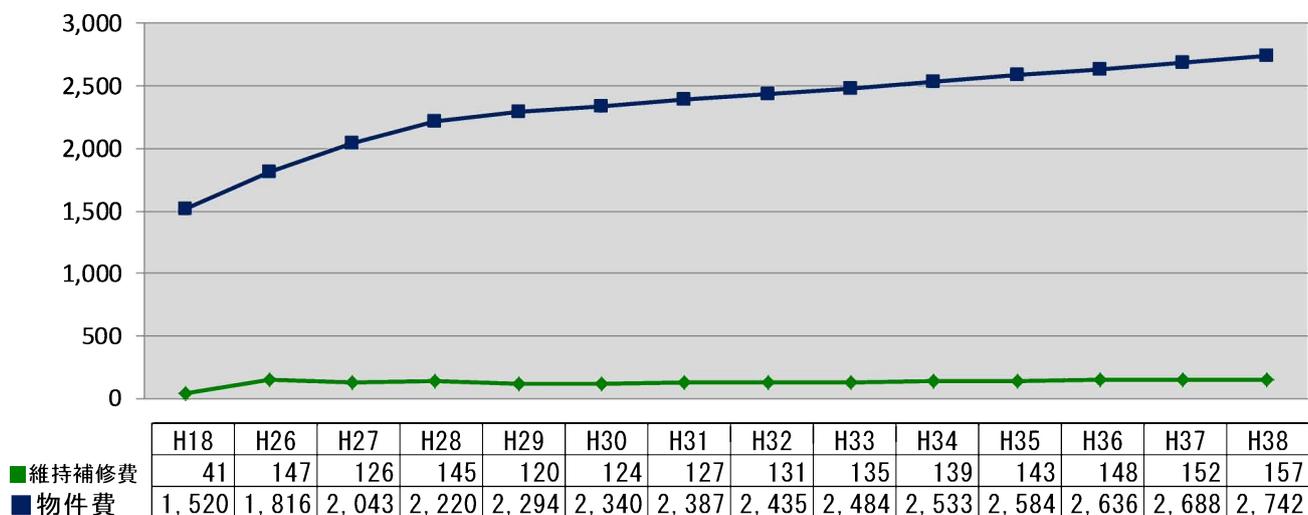
※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

### 3 維持補修費・物件費

市が管理する公共用または公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費については、施設等の老朽化が進めば、その維持補修に要する経費は年々増加します。また、人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用である物件費についても年々増加傾向にあることから、維持補修費、物件費ともに、過去の伸び率を参考に、毎年一定割合の増加を見込んで試算しました。今後、これらの経費の抑制が、大きな課題となります。

■維持補修費・物件費の推移

(単位：百万円)



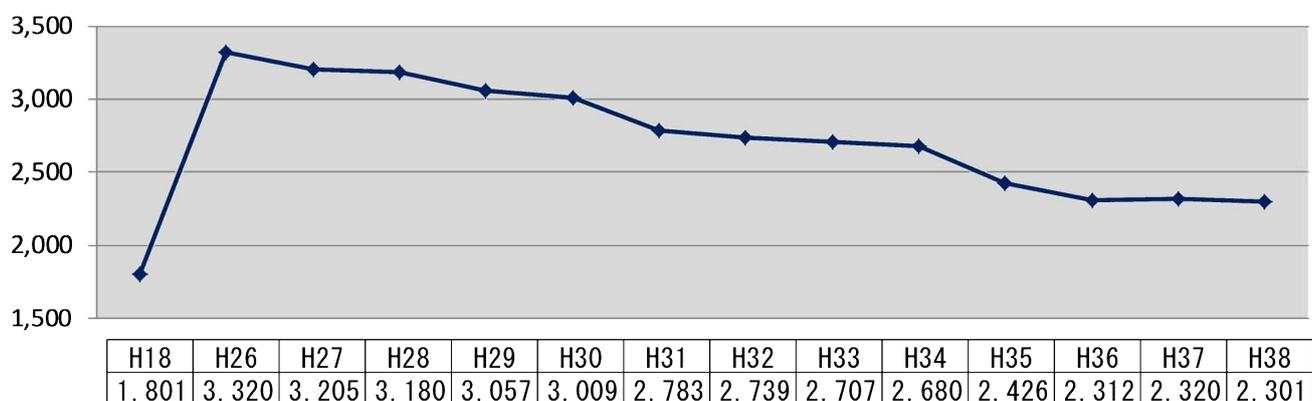
※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

### 4 補助費等

一部事務組合負担金及び水道事業等の企業会計への補助金である補助費等については、各種補助金の適正化や下水道事業会計補助の減により、減少するものと推計しています。

■補助費等の推移

(単位：百万円)



※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

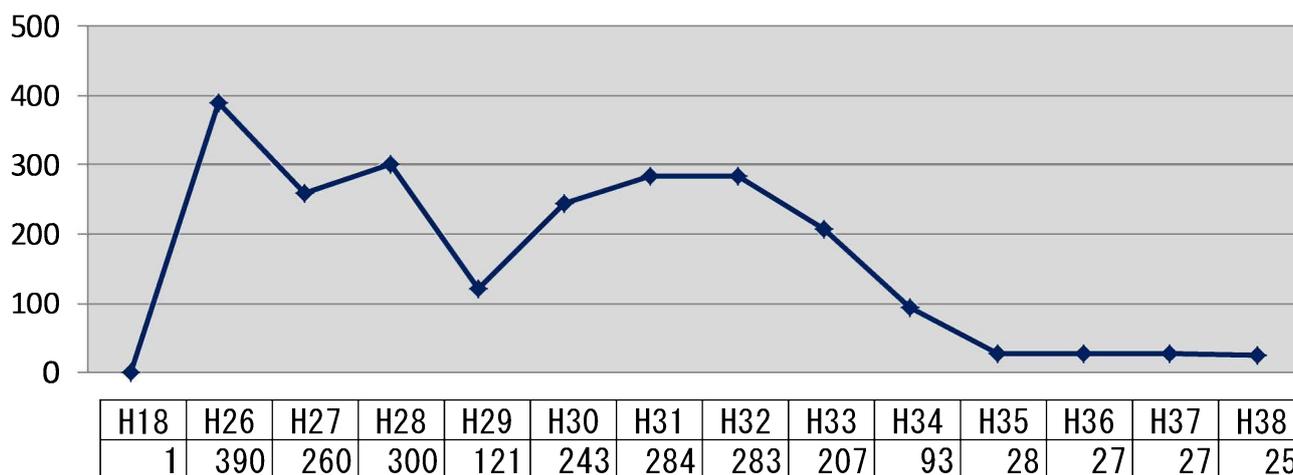
※H18には、下水道事業に係る額は含まれていない。

## 5 積立金

基金への積立金については、歳計剰余金処分類の2分の1以上を積み立てるほか、必要に応じて公共施設整備基金や災害対策基金などの特定目的基金へ積立を行ってきましたが、財政運営が厳しくなる平成34年度以降は、歳計剰余金処分類が大幅に減少することに加え、特定目的基金への積立は困難であることから、積立金は減少するものと推計しています。

■積立金の推移

(単位：百万円)



※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

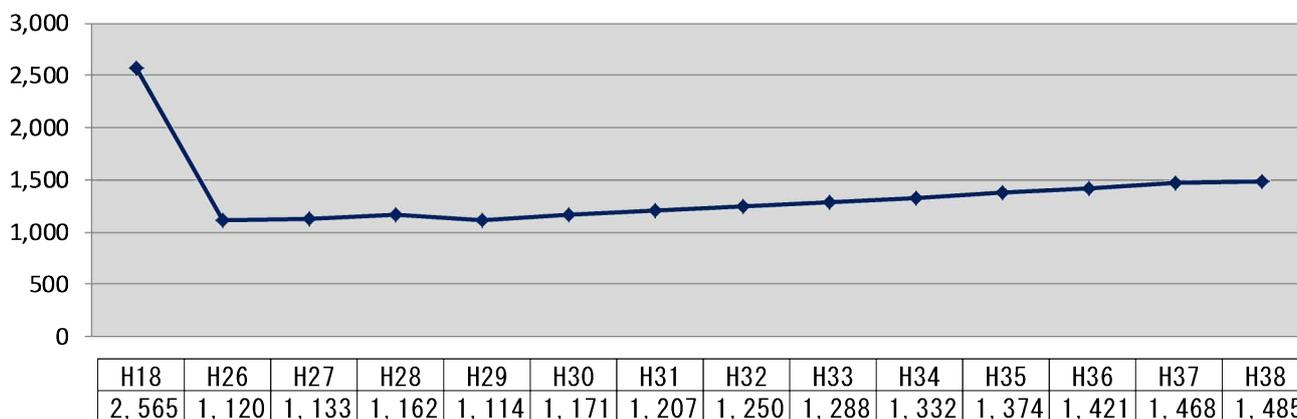
## 6 繰出金

医療や介護に係る費用が年々増加する見込みのため、国民健康保険特別会計や介護保険保険事業特別会計など特別会計への繰出金については、平成28年度の決算額11億6,200万円に対し、平成38年度には3億2,300万円増加し、14億8,500万円と試算しています。

なお、今後の医療費等の伸びや消費税率の引上げに伴う地方負担割合の増等によっては、更に増大することも考えられます。

■繰出金の推移

(単位：百万円)



※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

※H18は、下水道事業に係る額15億8,600万円が含まれている。

## IV 基金・市債

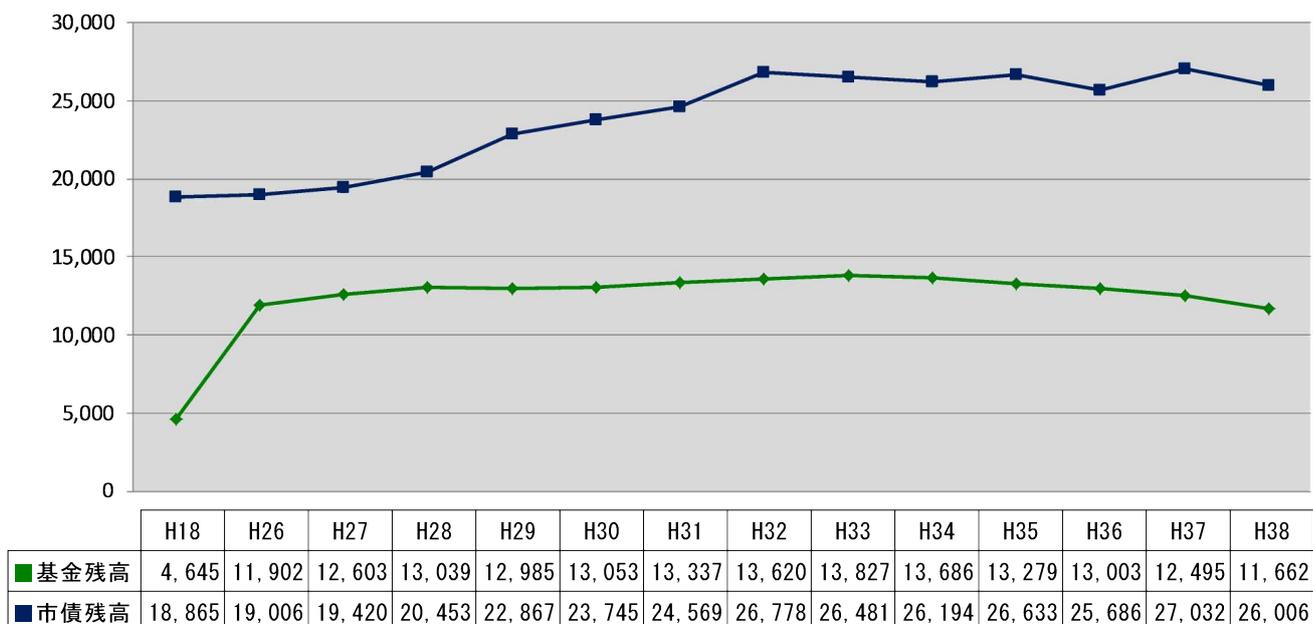
基金については、合併による財政上の優遇措置終了後においても財政運営に支障を来すことがないよう、これまでから積極的に積み立てを行ってきました。平成18年度の基金残高は46億4,500万円でしたが、平成38年度には平成18年度より70億1,700万円増の116億6,200万円になると試算しています。

市債については、合併特例債の活用可能な期限（平成32年度）までに必要な事業を実施していくこととしていますが、以降も社地域及び滝野地域での小中一貫校整備事業等を実施していくことから、平成38年度は260億600万円と推計しています。

なお、市税をはじめとする自主財源の確保が厳しい中であって、基金の有効活用と市債残高の抑制を図りながら、将来の財政運営に影響を及ぼすことがないよう常に注視しておく必要があります。

■基金残高・市債残高の推移

(単位：百万円)



※H18とH26～H28は決算額、H29は決算見込額、H30～H38は推計値。

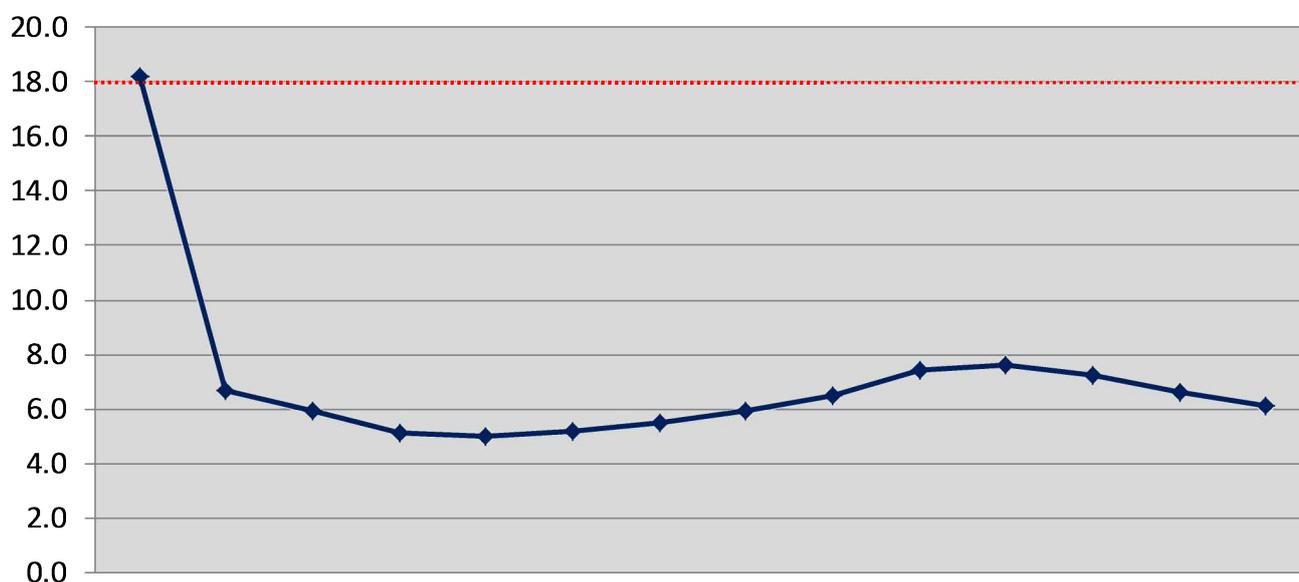
## V 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率については、平成 18 年度が 18.2%であったことから、平成 25 年度には 18%を下回るよう、「加東市財政健全化計画」を平成 19 年度に策定し、財政の健全化を進めてきました。その結果、平成 28 年度には実質公債費比率が 5.1%となり、比率が大きく改善しています。

今後の見通しについては、平成 29 年度までは減少しますが、平成 30 年度以降は、公債費の増加により、比率が徐々に上昇していくと推計しています。ピークは、平成 35 年度決算における 7.6%と試算しており、合併直後のような地方債許可団体にはならないと見込んでいます。

■実質公債費比率の推移

(単位：%)



H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
18.2	6.7	5.9	5.1	5.0	5.2	5.5	5.9	6.5	7.4	7.6	7.2	6.6	6.1

※H18 と H26～H28 は決算値、H29 は決算見込値、H30～H38 は推計値。

### 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

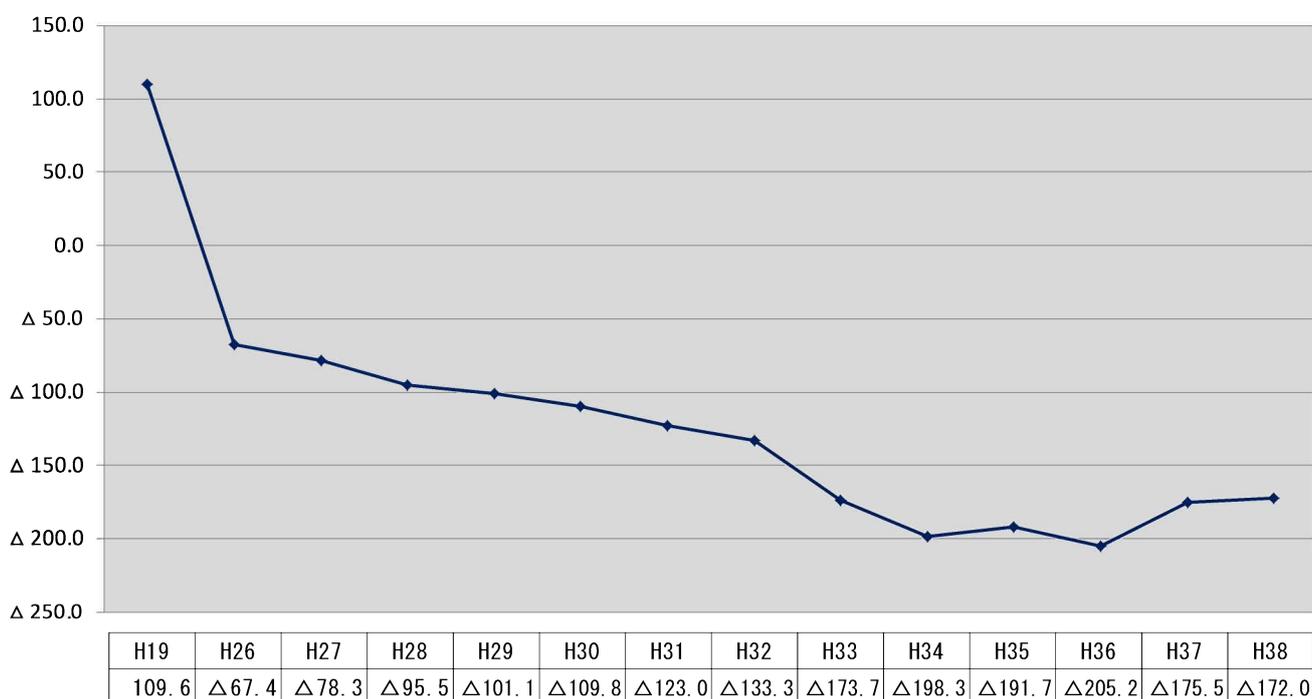
## VI 将来負担比率

地方債（借入金）など現在抱えている負債が財政に及ぼす負担を表す指標である将来負担比率については、財政健全化法施行当初の平成 19 年度は 109.6%でしたが、公営企業債等繰入見込額の減少や充当可能基金の増加などによって、比率は年々改善していき、平成 28 年度はマイナス 95.5%（将来負担比率なし）と、大きく改善しています。

今後の見通しについては、平成 36 年度までほぼ減少し続け、平成 37 年度に上昇に転じますが、平成 38 年度の将来負担比率はマイナス 172.0%と試算しています。

■将来負担比率の推移

（単位：%）



※H19 と H26～H28 は決算値、H29 は決算見込値、H30～H38 は推計値。

### 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債など地方自治体が将来負担する負債全体から、基金や特定財源など充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額が標準財政規模に占める割合です。比率がマイナスの場合、将来負担比率はなしということになります。

比率が早期健全化基準の350%を超えると早期健全化団体となり、早期に基準を下回るよう「財政健全化計画」を定めなければなりません。

## Ⅶ 財政計画（普通会計一般財源ベース）

（単位：百万円）

	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
地方税	6,859	6,543	6,654	6,609	6,337	6,215	6,089	5,868	5,818	5,767	5,580	5,538	5,497
地方交付税等	4,797	4,887	4,857	4,802	4,966	4,961	5,010	5,190	5,289	5,272	5,386	5,334	5,307
うち臨時財政対策債	900	800	810	825	825	825	825	963	963	963	963	963	963
地方譲与税・税交付金等	1,167	1,479	1,343	1,298	1,337	1,337	1,425	1,512	1,512	1,512	1,512	1,512	1,512
歳計剰余金処分量	405	407	442	211	431	513	510	357	127	0	0	0	0
その他の収入	301	347	226	308	248	248	291	291	291	291	291	291	291
<b>歳入計</b>	<b>13,529</b>	<b>13,663</b>	<b>13,522</b>	<b>13,228</b>	<b>13,319</b>	<b>13,274</b>	<b>13,325</b>	<b>13,218</b>	<b>13,037</b>	<b>12,842</b>	<b>12,769</b>	<b>12,675</b>	<b>12,607</b>
人件費	2,153	2,192	2,056	2,100	2,130	2,022	1,982	1,955	1,984	1,979	2,028	2,003	1,970
扶助費	887	969	990	1,014	1,055	1,097	1,141	1,186	1,234	1,283	1,334	1,388	1,443
公債費	1,749	1,730	1,743	1,902	1,877	1,965	2,172	2,417	2,541	2,545	2,570	2,497	2,444
投資的経費	793	668	938	899	675	527	480	380	413	609	302	382	655
維持補修費	147	126	145	120	124	127	131	135	139	143	148	152	157
物件費	1,816	2,043	2,220	2,294	2,340	2,387	2,435	2,484	2,533	2,584	2,636	2,688	2,742
補助費等	3,320	3,205	3,180	3,057	3,009	2,783	2,739	2,707	2,680	2,426	2,312	2,320	2,301
積立金	390	260	300	121	243	284	283	207	93	28	27	27	25
繰出金	1,120	1,133	1,162	1,114	1,171	1,207	1,250	1,288	1,332	1,374	1,421	1,468	1,485
その他	328	453	644	351	357	365	355	332	322	306	294	285	243
<b>歳出計</b>	<b>12,703</b>	<b>12,779</b>	<b>13,378</b>	<b>12,972</b>	<b>12,981</b>	<b>12,764</b>	<b>12,968</b>	<b>13,091</b>	<b>13,271</b>	<b>13,277</b>	<b>13,072</b>	<b>13,210</b>	<b>13,465</b>
<b>歳入歳出差引A</b>	<b>826</b>	<b>884</b>	<b>144</b>	<b>256</b>	<b>338</b>	<b>510</b>	<b>357</b>	<b>127</b>	<b>△234</b>	<b>△435</b>	<b>△303</b>	<b>△535</b>	<b>△858</b>
基金取崩額B	17	0	300	175	175	0	0	0	234	435	303	535	858
再差引(A+B)C	843	884	444	431	513	510	357	127	0	0	0	0	0
歳計剰余金処分量(Cが黒字の場合)	843	884	444	431	513	510	357	127	0	0	0	0	0
積立基金残高	11,902	12,603	13,039	12,985	13,053	13,337	13,620	13,827	13,686	13,279	13,003	12,495	11,662
うち財政調整基金	5,626	6,060	6,188	6,295	6,524	6,794	7,063	7,256	7,271	7,241	6,952	6,621	6,236
うち減債基金	757	759	761	763	765	767	769	771	773	775	777	779	781
その他基金	5,519	5,784	6,090	5,927	5,764	5,776	5,788	5,800	5,642	5,263	5,274	5,095	4,645
市債残高	19,006	19,420	20,453	22,867	23,745	24,569	26,778	26,481	26,194	26,633	25,686	27,032	26,006
実質公債費比率 (3カ年平均)	6.7	5.9	5.1	5.0	5.2	5.5	5.9	6.5	7.4	7.6	7.2	6.6	6.1
将来負担比率	△67.4	△78.3	△95.5	△101.1	△109.8	△123.0	△133.3	△173.7	△198.3	△191.7	△205.2	△175.5	△172.0